

標 題：

外国籍油タンカー及びばら積貨物船
の検査強化について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 116

Date: 平成5年6月17日

船主、造船所 各位

拝啓。貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、既にご承知のことと存じますが、油タンカー及びばら積貨物船の検査強化については、現在IMO（国際海事機構）において審議中ではありますが、この原案の骨子をなす、IACS（国際船級協会連合）の統一規則は、本年7月1日をもって発効の予定であります。

本会におきましては、既にその一部を本会鋼船規則及び検査要領に取り入れ、施行して参りましたが、この度、このIACS統一規則の要件を全て取り入れて、鋼船規則及び検査要領を改正し、来る7月1日より、施行することといたしました。

つきましては、改正規則の概要を添付の通りお知らせいたしますので、何卒本件についてより一層のご理解を賜りますとともに検査の施行についてご協力をいただけますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等ございましたら、本会本部検査技術部までお問い合わせください。

敬具

添付： 外国籍油タンカー及びばら積貨物船の検査強化の概要

添付1. 外国籍油タンカー及びばら積貨物船の検査強化の概要

1. 適用

- (1) 本検査強化の要件は、平成5年7月1日以降に着手される全ての油タンカー、鉱石兼油タンカー及びばら積貨物船の定期的検査に適用する。
また、上記以外の船舶にあっても、鉱石運搬船等本会が必要と認めた場合、本要件の全てまたは一部を適用することがある。
- (2) 平成5年7月1日以前に着手される定期的検査において、その一部が次の検査に引き継がれるような場合には、原則として、残りの検査項目に対してのみ、本改正規則を適用する。
- (3) 船殻構造部材の構造解析を含む船体構造に関する十分な検討を行い、その結果に基づく検査計画書 (Planning Document) を作成し、事前に本会の承認を得た場合には、本改正規則のうち、精密検査の要件の一部を変更して適用することができる。
検査計画書による検査を希望する場合、本部検査技術部が問い合わせの窓口となる。

2. 検査に関する資料

2.1 受検要領書 (Survey Programme)

定期検査の受検に先立って船主は、本会と協議の上、検査内容の概略を示した検査要領書を作成しなければならない。

なお検査要領書は、少なくとも付録-1. のblankフォームを利用して、該当する全ての項目を記載したものとする。

本検査要領書は、検査地を管轄する本会支部・事務所に提出すること。但し、受検地が未定の間においては、本部検査技術部が本資料作成に関する窓口となる。

2.2 船上に準備すべき資料

- (1) 船体主要構造図
- (2) 貨物（油）積載/ バラスト漲排水の記録
- (3) イナートガス装置の使用状況及びタンク洗浄の記録（油タンカーのみ）
- (4) 修理履歴
- (5) 板厚計測記録
- (6) 自主点検記録
- (7) 受検要領書
- (8) 検査計画書（ある場合）
- (9) 検査記録書（各船級検査終了後、本会検査員が作成し船上に保管する）
- (10) 状態評価報告書（各定期検査終了後、本会が作成し船主に送付する）

3. 船底検査

- (1) 各定期検査の検査項目の一部として、船底検査を行う。なお、本規定により要求される船底検査は、水中検査に代えることは認められない。
- (2) 但し、1994年6月30日以前に完了される定期検査にあつては、前(1)の要件の適用を免除することがある。
- (3) 前(1)に規定される船底検査は、4回目の年次検査から定期検査完了日までの期間内に行うことが出来る。なお、この期間以前に実施される船底検査にあつても、当該船底検査実施日から一年以内に定期検査を完了する場合には、前(1)に定める船底検査とすることができる。

4. 板厚計測

- (1) 各定期的検査の一部として要求される板厚計測は、検査員の立会のもとに行われること。但し、本会により承認された板厚計測事業所によって計測される場合には、検査員の立会を省略することが出来る。
- (2) 定期検査一部として要求される板厚計測は、原則として、定期検査の直前の年次検査（4回目の年次検査）以前に行つてはならない。

5. 油タンカーの検査強化

5.1 定期検査の追加要件

- (1) 貨物油タンク及びバラストタンクの内部検査に際しての精密検査、構造部材の板厚計測並びに圧力試験を、添付別表-1から-3のとおり実施する。なお、検査員が必要と認める場合、対象範囲及び検査の程度を拡大することがある。
- (2) 検査の結果、検査員が良好と認める場合には、精密検査及び板厚計測の要件を参酌することがある。
- (3) バラストタンクの内部検査の結果、塗装状態が不良と判断されかつ再塗装されない場合には、検査員の指示するところにより板厚計測を行う。また、それ以降の毎年の年次検査において、当該区画の内部検査を行う。

5.2 中間検査の追加要件

5.2.1 船齢が5年を超え10年以下の船舶

- (1) 代表的バラストタンクの内部検査を行う。
- (2) 検査の結果、著しい塗装落ち、腐食又はその他の損傷が認められた場合には、他の同様なバラストタンクの内部検査を行う。
- (3) バラストタンクの内部検査の結果、塗装状態が不良と判断されかつ再塗装されない場合には、検査員の指示するところにより板厚計測を行う。
- (4) 前(3)にいう状態にあるタンクにあつては、それ以降の毎年の年次検査において、当該区画の内部検査を行う。

5.2.2 船齢が10年を超える船舶

- (1) 全てのバラストタンク（バラスト兼貨物油タンクを含む）の内部検査を行う。
検査の程度は、前5.2.1(2)から(4)による。
- (2) 船首尾側からそれぞれ一個の貨物油タンクを任意に選定して内部検査を行う。検査の結果が良好でない場合には、検査員の指示するところにより、残りの貨物油タンクについて内部検査を行う。
- (3) 次の区画に対し精密検査を行う。
 - バラストタンク。なお、検査の程度は前回の定期検査に準じる。
 - 少なくとも二個のバラスト兼貨物油タンク。但し、第三回目の定期検査以降にあっては、さらに、一個の貨物油タンクを追加する。なお、検査の程度は、前回の定期検査時の記録及び当該タンクの修理の履歴を勘案の上、決定する。
- (4) 検査員が必要と認める場合には、精密検査の範囲を拡大することがある。
- (5) 内部検査の結果、検査員が良好と認める場合には、精密検査の要件を参酌することがある。
- (6) 前回の定期検査において認められた「疑わしい箇所」に対し板厚計測を行う。なお、検査員が必要と認める場合、板厚計測の対象範囲を拡大することがある。
なお、「疑わしい箇所」とは、著しい腐食のある箇所または衰耗が急速に進展すると考えられる箇所をいう。

5.3 年次検査の追加要件

- (1) 前回の定期検査又は中間検査の結果から、年次検査毎の検査が要求されるバラストタンクについて内部検査を行う。また、広範囲にわたる腐食が認められた場合、検査員の指示するところにより、板厚計測を行う。
- (2) なお、検査員が必要と認める場合、板厚計測の対象範囲を拡大することがある。

6. ばら積貨物船の検査強化

6.1 定期検査の追加要件

- (1) 貨物倉及びバラストタンクの内部検査に際しての精密検査、構造部材の板厚計測並びに圧力試験に関する要件を、添付別表-4から-6のとおり実施する。なお、検査員が必要と認めた場合、対象範囲及び検査の程度を拡大することがある。
- (2) 内部検査及び精密検査の結果、検査員が良好と認める場合には、板厚計測の要件を参酌することがある。
- (3) バラストタンクの内部検査の結果、塗装状態が不良と判断されかつ再塗装されない場合には、検査員の指示するところにより板厚計測を行う。
- (4) 前(3)にいう状態にある二重底を除くバラストタンクにあっては、それ以降の毎年の年次検査において、当該区画の内部検査を行う。
- (5) 前(3)にいう状態にある二重底バラストタンクにあっては、それ以降の毎年の年次検査において、検査員の指示するところにより、当該区画の内部検査を行う。

6.2 中間検査の追加要件

- (1) 代表的バラストタンクの内部検査を行う。なお、船齢が10年を超える船舶にあっては、全てのバラストタンクの内部検査を行う。
- (2) 検査の結果、著しい塗装落ち、腐食又はその他の損傷が認められた場合には、他の同様なバラストタンクの内部検査を行う。
- (3) バラストタンクの内部検査の結果、塗装状態が不良と判断されかつ再塗装されない場合には、検査員の指示するところにより板厚計測を行う。
- (4) 前(3)にいう状態にある二重底を除くバラストタンクにあっては、それ以降の毎年の年次検査において、当該区画の内部検査を行う。
- (5) 前(3)にいう状態にある二重底バラストタンクにあっては、それ以降の毎年の年次検査において、検査員の指示するところにより、当該区画の内部検査を行う。
- (6) 前回の定期検査において、「疑わしい箇所」と検査員が判断したバラストタンクにあっては、内部検査及び精密検査を行う。
- (7) 全ての貨物倉の内部検査を行う。
- (8) 次の部材に対し精密検査を行う。
 - 最も船首寄りの貨物倉及び任意に選定した他の一つの貨物倉において、倉内肋骨及びその端部肘板並びに水密横隔壁。
 - 前回の定期検査において認められた「疑わしい箇所」。
- (9) 内部検査及び精密検査の結果、必要と認められた場合には、精密検査の範囲及び対象貨物倉を拡大することがある。
- (10) 精密検査が実施された部材に対し、その腐食状態を把握するに十分な板厚計測が実施されなければならない。但し、精密検査の結果、検査員が良好と認めた場合には、板厚計測を省略することがある。

6.3 年次検査の追加要件

6.3.1 全ての船舶

- (1) 前回の定期検査又は中間検査の結果から、年次検査毎の検査が要求されるバラストタンクについて内部検査を行う。また、広範囲にわたる腐食が認められた場合、検査員の指示するところにより、板厚計測を行う。

6.3.2 船齢が10年を超える船舶

- (1) 代表的な船首尾貨物倉の内部検査を行う。
内部検査の結果、必要と認められた場合には、すべての貨物倉について内部検査を行う。

6.3.3 船齢が15年を超える船舶

- (1) 全ての貨物倉の内部検査を行う。
- (2) 最も船首寄りの貨物倉において、倉内肋骨下部及びその下端部肘板について精密検査を行う。検査の結果、必要と認められた場合には、すべての貨物倉について精密検査を行う。

以 上

別表-1. 油タンカーの精密検査の対象部材

定期的検査	対 象 部 材
第1回 定期検査 (船齢が5年 未満の船舶)	A) 1個の船側バラストタンク（バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される1個の船側貨物油タンク）内の1個のトランスリング B) 1個の貨物油タンク内の1個の甲板横桁 D) 1個のバラストタンク内の1個の横隔壁 D) 1個の船側貨物油タンク内の1個の横隔壁 D) 1個の中央貨物油タンク内の1個の横隔壁
第2回 定期検査 (船齢が5年 を超え、10年 未満の船舶)	A) 1個の船側バラストタンク（バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される1個の船側貨物油タンク）内のすべてのトランスリング B) バラストタンクが配置されている場合は、残りのバラストタンク内の各1個の甲板横桁 B) 1個の船側貨物油タンク内の1個の甲板横桁 B) 2個の中央貨物油タンク内の各1個の甲板横桁 C) 1個の船側バラストタンク（バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される1個の船側貨物油タンク）内の前後両端の横隔壁 D) 残りのバラストタンク内の各1個の横隔壁 D) 1個の船側貨物油タンク内の1個の横隔壁 D) 2個の中央貨物油タンク内の各1個の横隔壁
第3回 定期検査 (船齢が10年 を超え、15年 未満の船舶)	A) すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング A) 1個の船側貨物油タンク内のすべてのトランスリング A) 残りの船側貨物油タンク内の各1個のトランスリング C) すべての貨物油及びバラストタンク内のすべての横隔壁 E) 中央貨物油タンク内の各1個の甲板横桁及び船底横桁 F) その他検査員の必要と認める箇所
第4回 定期検査以降 (船齢が15年 以上の船舶)	1. 第3回定期検査時に検査を行う場所に同じ 注) 検査員が必要と認めた場合、トランスリングを追加して検査することがある。

備考) 表中のA) からF) の記号は次のような意味を持つ。

- A) : トランスリングに隣接する構造部材、例えば外板、縦通肋骨、肘板等を含む。
- B) : 甲板桁に隣接する甲板構造部材、例えば甲板、縦通肋骨等を含む。
- C) : 横隔壁の、桁及び隣接する構造部材、例えば肘板、防撓材等を含む。
- D) : 横隔壁下部の、桁及び隣接する構造部材、例えば肘板、防撓材等を含む。
- E) : 甲板横桁もしくは船底横桁に隣接する構造部材、例えば甲板、船底外板、縦通肋骨等を含む。
- F) : 追加のトランスリング。A) と同様に、隣接する構造部材も含む。

別表-2. 油タンカーの板厚計測対象部材

定期的検査	対 象 部 材
第1回 定期検査 (船齢が5年 未満の船舶)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内の1個のバラストタンク（バラストタンクがない場合には専らバラストタンクとして使用される1個の貨物油タンク）の位置における、船の全幅にわたる1個の横断面の甲板の各板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 精密検査を行う部材
第2回 定期検査 (船齢が5年 を超え、10年 未満の船舶)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； .1 甲板の各板 .2 1個の横断面の縦通部材 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. 貨物積載区域外のバラスト喫水線より上方の任意に選定された船側外板
第3回 定期検査 (船齢が10年 を超え、15年 未満の船舶)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； .1 甲板の各板 .2 2個の横断面の縦通部材 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. 貨物積載区域外のバラスト喫水線より上方の任意に選定された船側外板 5. 貨物積載区域内のバラスト喫水線より上方の船側外板の各板
第4回 定期検査以降 (船齢が15年 以上の船舶)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； .1 甲板の各板 .2 3個の横断面の縦通部材 .3 船底外板の各板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. 貨物積載区域外のバラスト喫水線より上方の任意に選定された船側外板 5. 貨物積載区域内のバラスト喫水線より上方の船側外板の各板

別表-3. 油タンカーの圧力試験の対象タンク

定期的検査	対 象 タ ン ク
第1回 定期検査 (船齢が5年 未満の船舶)	1. 貨物油タンク囲壁のうち、バラストタンク、空所、パイプ通路、燃料油タンク、ポンプ室及びコファダムに面する部分 2. 貨物積載区域内の清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. その他の水タンク ただし、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には圧力試験を省略することができる。
第2回 定期検査 (船齢が5年 を超え、10年 未満の船舶)	1. 貨物油タンク囲壁のうち、バラストタンク、空所、パイプ通路、燃料油タンク、ポンプ室及びコファダムに面する部分 2. 異種貨物を積載する貨物タンク間のすべての隔壁 3. 貨物積載区域内の清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 4. その他の水タンク ただし、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には圧力試験を省略することができる。 5. その他の燃料油タンク ただし、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には圧力試験を省略することができる。
第3回 定期検査 (船齢が10年 を超え、15年 未満の船舶)	1. 貨物油タンクのすべての隔壁 2. すべての水タンク 3. 燃料油タンク ただし、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合には、二重底タンクについて船の前部及び後部でそれぞれ1個並びに深油タンクについて1個を任意に選定して圧力試験を行うこととして差し支えない。 4. 潤滑油タンク ただし、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には圧力試験を省略することができる。
第4回 定期検査以降 (船齢が15年 以上の船舶)	1. 貨物油タンクのすべての隔壁 2. すべての水タンク、燃料油タンク、潤滑油タンク

別表-4. ばら積貨物船の精密検査の対象部材

定期的検査	対 象 部 材
第1回 定期検査 (船齢が5年 未満の船舶)	1. 貨物倉内の端部肘板を含む肋骨全体 2. 各種のバラストタンク（トップサイドタンク，ビルジホップタンク又は船側タンク）のそれぞれ2個の代表的なタンク内の各1個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む） 3. 任意に選定された2個の倉内横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 4. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分
第2回 定期検査 (船齢が5年 を超え，10年 未満の船舶)	1. 貨物倉内の端部肘板を含む肋骨全体 2. 専用バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク，ビルジホップタンク及び深水タンク内の1個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む） 3. 1個の船側バラストタンクにおける前後両端の横隔壁（防撓部材を含む） 4. 各貨物倉内の1個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 5. 任意に選定された倉口蓋及び倉口縁材 6. 甲板口側線内における甲板の任意に選定された部分 7. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分
第3回 定期検査 (船齢が10年 を超え，15年 未満の船舶)	1. 貨物倉内の端部肘板を含む肋骨全体 2. 各バラストタンク（トップサイドタンク，ビルジホップタンク又は船側タンク）内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む） 3. バラストタンクにおけるすべての横隔壁（防撓部材を含む） 4. 貨物倉内の横隔壁 5. すべての倉口蓋及び倉口縁材 6. 甲板口側線内における甲板のすべての板 7. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分
第4回 定期検査以降 (船齢が15年 以上の船舶)	1. 第3回定期検査時の1. から7. の要件に同じ

別表-5. ばら積貨物船の板厚計測対象部材

定期的検査	対 象 部 材
第1回 定期検査 (船齢が5年未満の船舶)	1. 疑わしい箇所 2. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) すべての貨物倉内において、倉内の前後部及び中央部の両舷のそれぞれの位置で少なくとも3本の倉内肋骨の下部ウェブ（組立式の倉内肋骨の場合には、板厚が最小の部分）及び下部肘板 (2) 貨物倉内の横隔壁の最下端部の少なくとも1枚 (3) その他の精密検査を行う部材
第2回 定期検査 (船齢が5年を超え、10年未満の船舶)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； .1 甲板口側線外の甲板における2個の横断面の甲板の各板 .2 原木又は腐食を進行させる貨物を強力甲板上に積載した場合の強力甲板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) すべての貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の1/3 程度の数）の倉内肋骨の上下部（組立式の倉内肋骨の場合には、板厚が最小の部分）及びその端部肘板 (2) 各貨物倉内の1個の横隔壁、及び残りの横隔壁の最下端部の各板 (3) その他特記する以外の精密検査を行う部材 4. 任意に選定された倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材 5. 甲板口側線内における甲板の任意に選定された部分 6. 前2.1で考慮されている横断面でのバラスト喫水線より上方の船側外板の各板
第3回 定期検査 (船齢が10年を超え、15年未満の船舶)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； .1 甲板口側線外の甲板の各板 .2 甲板口側線外の甲板において、その内1個を船体中央部の横断面とする2個の横断面の縦通部材 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) すべての貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の1/3 程度の数）の倉内肋骨の上下部（組立式の倉内肋骨の場合には、板厚が最小の部分）及びその端部肘板 (2) すべての倉内横隔壁 (3) その他特記する以外の精密検査を行う部材 4. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材 5. 甲板口側線内の全ての甲板の各板 6. 貨物積載区域内のバラスト喫水線より上方の全ての船側外板の各板 7. 貨物積載区域外のバラスト喫水線より上方の任意に選定された船側外板の各板
第4回 定期検査以降 (船齢が15年以上の船舶)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； .1 甲板口側線外の甲板の各板 .2 甲板口側線外の甲板において、内1個を船体中央部の横断面とする3個の横断面の縦通部材 .3 船底外板の各板 3. 第3回定期検査時の3. ～7. の要件に同じ

別表-6. ばら積貨物船の圧力試験の対象タンク

定期的検査	対 象 タ ン ク
第1回 定期検査 (船齢が5年 未満の船舶)	1. 貨物積載区域内の、バラストタンク、深水タンク及びバラスト兼貨物倉のすべての囲壁 2. 貨物積載区域内の清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. その他の水タンク ただし、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には圧力試験を省略することができる。
第2回 定期検査 (船齢が5年 を超え、10年 未満の船舶)	1. 貨物積載区域内の、バラストタンク、深水タンク及びバラスト兼貨物倉のすべての囲壁 2. 貨物積載区域内の清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. その他の水タンク ただし、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には圧力試験を省略することができる。 4. その他の燃料油タンク ただし、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には圧力試験を省略することができる。
第3回 定期検査 (船齢が10年 を超え、15年 未満の船舶)	1. 水タンク (バラスト兼貨物倉を含む) 2. 燃料油タンク ただし、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合には、二重底タンクについて船の前部及び後部でそれぞれ1個並びに深油タンクについて1個を任意に選定して圧力試験を行うこととして差し支えない。 3. 潤滑油タンク ただし、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には圧力試験を省略することができる。
第4回 定期検査以降 (船齢が15年 以上の船舶)	1. 水タンク (バラスト兼貨物倉を含む), 燃料油タンク, 潤滑油タンク

受検要領書 (SURVEY PROGRAMME)

19 年 月に受検予定の第 次 種定期検査の受検要領として作成した。
For Special Survey No. that is scheduled in _____, 19 for the ship
as stated below :

船名 :
SHIP'S NAME:

船級番号:
CLASS ID:

船級付記符号 :
CLASS NOTATION:

船籍港 :
PORT OF REGISTRY:

船籍国 :
NATIONAL FLAG:

船舶番号/信号符字 :
OFFICIAL NO./CALL SIGN:

載貨重量トン数 :
DEADWEIGHT TONNES:

総トン数 :
GROSS TONNES:

登録長さ :
L(m) REGISTERED:

船舶所有者:
OWNED BY :

定期検査受検のために利用される施設名 / 検査地
the place / location where the Special Survey is being conducted ;

本受検要領は

- (1) 本船のこれまでの板厚計測結果を含む船級検査の記録
 - (2) 船舶所有者の実施した自主点検の結果
- に基づいて作成されている。

This Survey Programme has been prepared with the followings taken into account;

- (1) past survey results of the classification society including the result of the latest thickness measurement, and
- (2) inspection records by the owners. (See the attached.)

Void

本船の一般配置及び区画配置図
(GENERAL ARRANGEMENT AND TANK/HOLD PLAN OF THE SHIP)

修繕工事要領
SCHEME OF REPAIR :

工事内容を以下に概略記述する
Identification

Void

受検方法

CONDITIONS FOR SURVEY :

— 本船で利用可能な安全器具
(Safety Gears on board)酸素濃度計 / 型式 ;
O₂ content meter / Type ;

精度確認担当者

Accuracy to be checked by ;

ガス検知器 / 型式 ;
Gas Detector / Type ;

精度確認担当者

Accuracy to be checked by ;

安全な携帯用照明器具 / 個 防爆の型式
Portable Safety Light / sets of type利用可能な呼吸具 ; 個 呼吸具のタイプ
Available Breathing Apparatus ; sets of type安全器具は施設側にも用意されており利用可能で あり / ない
Are the safety gears also available at the repair yard ? Yes / No— 貨物油タンクの検査のための安全及び清掃確認要領
(Safety and Cleanness Assurance Procedure for Cargo Tank Inspection)貨物油タンクの検査に先立って全ての貨物油タンクは完全に荷揚げした後、換気・ガスを
リ・清掃を行い検査が安全に且つ効果的に実施できる環境を整える。All Cargo Tanks are to be completely discharged, ventilated, gas-freed and
cleaned for safe and efficient survey operation.

荷揚げ確認担当者

complete cargo discharge to be confirmed by

酸素濃度確認担当者

O₂ content measurement and gas detection
to be confirmed by

タンク内清掃状況確認担当者

cleanness in cargo tanks to be confirmed by

— バラストタンクの検査のための安全及び清掃確認要領
(Safety and Cleanness Assurance Procedure for Ballast Tank Inspection)バラストタンクの検査に先立って全てのバラストタンクは排水後、換気・清掃を行い検査
が安全に且つ効果的に実施できる環境を整える。All Ballast Tanks are to be completely discharged, ventilated, and cleaned
for safe and efficient survey operation.

バラスト排水確認担当者

complete ballast discharge to be confirmed by

酸素濃度確認担当者

O₂ content measurement and gas detection
to be confirmed by

タンク内清掃状況確認担当者

cleanness in ballast tanks to be confirmed by

— 照明 (Illumination) —

携帯用照明器具の他、以下の照明を確保する。

Lighting Arrangement other than Portable Safety Lights for Individuals.

交通・近接の手段 (ACCESS TO STRUCTURES) :

— 内部検査のための交通・近接の手段 (For Overall Survey) —

全ての貨物区画・バラストタンクには上甲板から区画底部までの交通手段が固定された設備によって確保されている。水平桁には手すりが設置されており区画中段部分での交通手段として利用できる。

水平桁の軽目孔には開口からの落下防止用に棒鋼が設けられている。

To all cargo spaces and ballast tanks, fixed access facilities are provided from the upper deck to the tank bottom. Horizontal girders are fitted with handrails for safety purpose and can be used as the access means to the tank structures at middle heights.

Horizontal girders are provided with steel bars at large lightening holes for the purpose of preventing falling down of personnel.

— 精密な検査のための交通・近接の手段 (For Close-up Survey) —

検査対象箇所

Areas nominated for close-up survey ;

交通・近接の手段

Means for Safe Access ;

検査対象箇所

Areas nominated for close-up survey ;

交通・近接の手段

Means for Safe Access ;

検査対象箇所

Areas nominated for close-up survey ;

交通・近接の手段

Means for Safe Access ;

検査対象箇所

Areas nominated for close-up survey ;

交通・近接の手段

Means for Safe Access ;

板厚計測等 (EQUIPMENT FOR SURVEY) :

板厚計測施行業者

Thickness measurement has been carried out by _____

計測に使用した計測具

using the equipment as _____.

下欄に署名の(勅)日本海事協会検査員は、上記に加えて更に追加の非破壊試験が必要であると認め、追加の非破壊試験を下記のとおり指示した。

In addition to the above, non-destructive testing as stated below is also deemed necessary by the undersigned surveyor to Nippon Kaiji Kyokai.

追加の非破壊試験

Recommended "Non-Destructive Testing"

本受検要領書は

本船の第 次 種定期検査の受検用に作成され 19 年 月 日, 下欄に署名の(勅)日本海事協会検査員によって確認された。

This SURVEY PROGRAMME is prepared by
on 19 for the ship's Special Survey No. _____

and noted by the undersigned
on 19 at _____, Nippon Kaiji Kyokai

()

()
Nippon Kaiji Kyokai

(勅)日本海事協会受理番号

NK REF. NO. _____

- 添付 : 1) 板厚計測結果
Attachment : Result of thickness measurement
2)
3)